

# 久納会計ニュース

令和6年12月14日



Kunoh Accounting Office  
久納公認会計士事務所

## マイナ保険証について

令和6年12月2日からマイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み（マイナ保険証）への切換えが本格的に始まりました。

そこで今回は、マイナ保険証について簡単に触れたいと思います。

### マイナ保険証とは

マイナ保険証は、マイナンバーカードに健康保険証情報を紐づけしたものを指します。マイナンバーカードだけ作成しても、健康保険証として利用登録していなければ、マイナ保険証として使用できません。利用登録はご自分でもできますが、医療機関でも可能です。

### マイナ保険証の利点

マイナ保険証は、医療機関受診時にカードリーダーを通じて提示することにより、オンラインで健康保険情報などを確認します。顔認証が利用できますので、暗証番号を覚えている必要はありません。やってみると意外と簡単なので、是非お試し下さい。

一つの大きな利点として、新たな健康保険証の発行や更新を待つことなく、マイナ保険証1枚あればスムーズに医療機関を受診できる点があげられます。

例えば、入社・転職・退職による保険証の切換えでは、従来は健康保険証の到着までに10日～14日程度かかっていましたが、マイナ保険証はオンライン処理のため、届出から1週間ほどで利用が可能です（大型連休などで行政が休む場合は、情報反映までに多少時間がかかることがあります）。

### その他のマイナ保険証の機能

マイナ保険証のその他の機能として、次のような利点もあります。

- ① 情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や健診結果などを医療機関が確認でき、医療過誤の防止などに役立ちます。
- ② 入院などで医療費が高額になったとき一定程度医療費が免除される「高額療養費制度」が、手続きなしで利用できます。
- ③ マイナポータルとe-Taxを連携することで、医療費（保険適用分）の領収証を保管・管理することなく確定申告の医療費控除に利用できます。

### マイナ保険証切換えにともなう経過措置

マイナ保険証への切換えには経過措置が設けられています。

- ① 従来の健康保険証は令和7年12月1日まで引き続き使用できます。
- ② マイナ保険証がない方には「資格確認書」という健康保険証の代わりとなる書面やカードが発行されます。  
(従来の健康保険証の有効期限が切れる方には順次「資格確認書」が発行される予定です。)

マイナ保険証のない方が、転職先で健康保険へ加入した場合、新しい「資格確認書」が発行されるまでに2週間程度かかる見込です。

### マイナ保険証の有効期限

マイナ保険証に有効期限はありません。ただし、本人確認に必要な電子証明書の有効期限が発行から5年であるため、期限が過ぎると、カードリーダーで読み込めない支障がでできます。

電子証明書の期限切れは、マイナンバーカードの他の機能にも影響がありますので、ご注意ください。

以上